

経済産業省委託事業

カンボジアにおける
模倣品流通実態についての調査

2017年9月

日本貿易振興機構(JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義

模倣品の定義

カンボジア法では「模倣」の定義はないものの、カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002年)は「模倣商標商品」を定義している。同法 61 条では、模倣商標商品は、「許可なしに商標を付した、包装を含む何らかの商品であって、その商標が当該商品に係り適法に登録された商標と同一であるか又は当該商標からその本質的側面において識別できず、かつ、それにより輸入国の法律に基づく当該商標の所有者の権利を侵害しているもの」として定義されている。広義には、「模倣品」は通常、知的財産権を侵害する商品をいう。

カンボジア王国において、法律によって承認され、保護される知的財産権の類型は以下の通りである。

商標権	
保護対象	<p>可視的な標識であって、ある企業の商品(商品商標)又はサービス(サービスマーク)を識別することができるもの。品質(団体標章)及び企業の名称(商号)を含む、出所又は共通の特徴を識別することができる可視的な標識も登録され得る。</p> <p>登録されるためには、標章は、(1)可視的な標識であり;(2)識別性を有し、かつ競業者から商品又はサービスを識別することができ;(3)カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002年)の第4条で除外されている範疇に該当しないものでなければならない。</p>
権利取得方法	<p>国内出願</p> <p>商標登録出願は、商務省知的財産局(DIPR: Department of Intellectual Property Rights)に行わなければならない。通常、商標登録証を取得するためには、登録官が出願について問題を指摘しなければ、出願日からおよそ6ヵ月から9ヵ月かかる。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。</p> <p>国際出願(マドリッド協定議定書に基づく国際出願)</p> <p>外国人である出願人は、自国に基礎出願を出願し、マドリッド制度を利用してカンボジアを指定する必要がある。</p>
取得権利	<p>登録後、商標権者は次の権利を専有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録商標に係る商品を、製造、販売、販売のための申し出、輸入、及び/又は、輸出する権利 商標の価値を高める権利 国境での侵害商品に対して法的手段をとる権利 商品の同一クラスにおいて混同が生じる程に類似する標章の登録を防

	<p>止する権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 侵害に対して法的手段をとる権利 ● 正当な商標権者の同意なく、他人が登録商標を使用することを禁止する権利
保護期間	出願日から 10 年間(但し、永久的に更新する権利を有する)。登録日から 5 年目と 6 年目の間、及び、各更新日後、商標登録の取消を回避するために、商標権者は使用又は不使用の宣誓供述書を提出しなければならない。
関連する法律、条約、及び組織	<p>カンボジアの法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年) ■ カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する政令(2006 年) <p>国際条約及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(2015 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1998 年) ■ 世界知的所有権機関(WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関(WTO) –知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS 協定) (1994 年) <p>二国間条約及び二国間協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日・ASEAN 包括的経済連携協定 (2009 年) ■ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定(2008 年) ■ カンボジアとタイとの間の IP 協力に関する覚書 (1997 年) ■ 貿易関係及び知的財産権保護に関するアメリカ合衆国とカンボジア王国との間の協定(1996 年) ■ 投資の促進及び保護に関するカンボジア王国とマレーシア政府との間の協定(1994 年)

著作権

保護対象	<p>外国の著作権は、必ずしもカンボジアで保護されるとは限らない。現在、カンボジアにおいて著作権による保護を受けるためには、著作物等が次の類型の一つに該当しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ カンボジアの国民又は永住者である著作者の著作物 ■ 最初にカンボジアにおいて発行された作品、及び、最初に外国において発行されたが、公衆に公開したときから 30 日以内にカンボジアにおいて発行された著作物 ■ カンボジアの国民又は永住者によって創作されたオーディオビジュアル著
------	---

	<p>作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国際条約によりカンボジアが保護の義務を負う著作物 ■ カンボジアで建設された建築物の著作物、及び、カンボジアにある建物又は他の構造物に組み込まれた他の芸術的な著作物 ■ カンボジアの国民である実演家の実演、又は、カンボジアの国民ではないが、実演がカンボジアで行われ、あるいは実演が保護されるレコード又は放送に取り込まれた実演 ■ カンボジアの国民によって製作され、又は、最初にカンボジアで固定され、あるいは発行されたレコード ■ カンボジアに本社を有する組織の放送、又は、カンボジアにある放送設備から送信される放送 <p>特に、外国の著作物は外国で発行されたときから 30 日以内にカンボジアで発行されないため、外国の著作物はカンボジアで著作権の保護を受けることは極めてまれであり、それらは上記類型のいずれにも該当しない。</p>
<p>保護方法</p>	<p>著作権保護に関する上記類型の一つに該当する著作物等は、登録なく自動的に保護される。しかしながら、著作権も文化芸術省に登録され得、登録は侵害の場合に有効な証拠になり得る。</p> <p>現在、カンボジアは、限定された著作権保護のみを外国の著作物等に与えている。カンボジアは TRIPS 協定の加盟により、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の義務を履行することが要求されるけれども、現在規則は施行されていない。WTO により「後発開発途上国」として指定された結果、カンボジアはベルヌ条約の要求を履行するために 2021 年まで猶予が与えられた¹。</p>
<p>取得権利</p>	<p>著作権が得られると、権利者は著作物等を販売、改変、複製、放送、及び翻訳する権利等の、著作物等における人格権及び財産権を専有する。</p>
<p>保護期間</p>	<p>人格権は、一身専属性を有し、移転できない。財産権は、著作者の死後 50 年経過するまでの間継続する。</p>
<p>関連する法律、条約、及び組織</p>	<p>カンボジアの法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 著作権及び関連する権利に関する法律 (2003 年) <p>国際条約及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1998 年) ■ 世界知的所有権機関(WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関(WTO) –知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS 協定) (1994 年)

¹ Decision of the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights No. 13-3064, *Extension of the Transition Period under Article 66.1 of the TRIPS Agreement for Least-Developed Country Members* (June 12, 2013).

	二国間条約及び二国間協定 <ul style="list-style-type: none"> ■ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定(2008年) ■ カンボジアとタイとの間の IP 協力に関する覚書(1997年) ■ 貿易関係及び知的財産権保護に関するアメリカ合衆国とカンボジア王国との間の協定(1996年) ■ 投資の促進及び保護に関するカンボジア王国とマレーシア政府との間の協定(1994年)
--	--

特許権	
保護対象	<p>発明者のアイデアであり、かつ、技術分野における特定の課題に新規かつ産業上利用できる解決策を提供する発明。(物又は方法のいずれかである)特許を受けられる発明は、(1)新規であり、(2)進歩性を有し、(3)産業上利用できる、(4)他に禁止されていないものである。</p> <p>医薬品等に関連する物はカンボジアでは特許権による保護から除外されることに留意が必要である。TRIPS 協定へのカンボジアの加盟は加盟国に医薬品に対する特許権による保護を与えることを要求するにも関わらず、WTO は「後発開発途上国」という立場から 2033 年まで猶予を与えた²。</p>
権利取得方法	<p>国内出願</p> <p>発明者は、工業・手工芸省 (MIH: Ministry of Industry and Handicrafts) に出願しなければならない。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。</p> <p>国際出願制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本国特許: 日本において審査され、付与された特許は一般的に、カンボジアにおいて優先審査を受けられる。 ■ シンガポール特許: シンガポールにおいて付与された特許は、審査を受けることなくカンボジアに再登録され得る。 ■ ヨーロッパ特許: 欧州連合において付与された特許は、カンボジアにおいて優先手続 (expedited procedures) に基づいて認証される。

² Decision of the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights No. 15-5882, *Extension of the Transition Period under Article 66.1 of the TRIPS Agreement for Least-Developed Country Members for Certain Obligations with respect to Pharmaceutical Products* (November 6, 2015).

	<ul style="list-style-type: none"> ■ アメリカ合衆国及び他国の特許: アメリカ合衆国及び他国からパリ条約の優先権を主張して特許出願を行う出願人は、カンボジアでの登録プロセスを促進するために、それらの国において付与された特許の特許証の謄本を工業・手工芸省に対して提出することができる。 ■ 特許協力条約 (PCT): 出願人は最先の出願日から 30 ヶ月以内に国内段階に移行することができる。
取得権利	製品を製造し、輸入し、販売し、販売のための申出をし、使用し、及び、販売のための製品の所持する専有権。方法特許は、他人がその方法を使用することを防ぐ専有権を特許権者に与える。
保護期間	出願日から 20 年間 (但し、特許料の支払いが条件)。更新はされない。
関連する法律、条約、及び組織	<p>カンボジアの法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律 (2003 年) <p>国際条約及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特許協力条約 (PCT) (2016 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1998 年) ■ 世界知的所有権機関 (WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関 (WTO) – 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS 協定) (1994 年) <p>二国間条約及び二国間協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ヨーロッパ特許の認証に関するカンボジア王国と欧州特許機構 (EPO: European Patent Organization) との間の協定 (2017 年) ■ 日本国特許庁との特許の付与円滑化に関する協力 (CPG: Cooperation for Facilitating Patent Grant) (2016 年) ■ シンガポール特許庁との工業所有権における協力に関する覚書 (2015 年) ■ 自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定 (2008 年)

実用新案権	
保護対象	新規であり、かつ、産業上利用可能な何らかの考案であって、製品若しくは方法であるか又は製品若しくは方法に関することができるもの。実用新案と特許発明との重要な違いは実用新案が「進歩性」を要求されない点である。
権利獲得方法	<p>国内出願</p> <p>考案者は、工業・手工芸省(MIH)に出願しなければならない。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。</p> <p>国際出願制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特許協力条約 (PCT): 出願人は最先の出願日から 30 ヶ月以内に国内段階に移行することができる。 ■ アメリカ合衆国及び他国の特許: アメリカ合衆国及び他国からパリ条約の優先権を主張して特許出願を行う出願人は、カンボジアでの登録プロセスを促進するために、それらの国において付与された特許の特許証の謄本を工業・手工芸省(MIH)に対して提出することができる。
取得権利	製品を製造し、輸入し、販売し、販売のための申出をし、使用し、及び、販売のための製品の所持する専有権。方法特許は、他人がその方法を使用することを防ぐ専有権を実用新案権者に与える。
保護期間	出願日から 7 年間(但し、登録料の支払いが条件)。更新はされない。
関連する法律、条約、及び組織	<p>カンボジアの法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年) <p>国際条約及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特許協力条約 (PCT) (2016 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約(1998 年) ■ 世界知的所有権機関 (WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関 (WTO) – 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS 協定) (1994 年) <p>二国間条約及び二国間協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定 (2008 年)

意匠権	
保護対象	工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品の模様として使用される、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材。意匠は、新規でなければならない。具体的には、意匠は、出願前 12 ヶ月以内に開示されていない必要がある。
権利取得方法	<p>国内出願</p> <p>創作者は、工業・手工芸省(MIH)に出願しなければならない。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。</p> <p>国際出願制度</p> <p>国際出願は、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局(IB: International Bureau)に、WIPO 公式様式 DM/1 (国際事務局ウェブサイトから利用可能)又は電子出願により出願することができる。本制度を利用するカンボジア国外の出願人は、カンボジアの代理人は必要とされない。</p>
取得権利	意匠を組み入れた物品の製造、販売、又は輸入等の意匠の実施する専有権。
保護期間	出願日から 5 年間(但し、各 5 年からなる 2 連続期間について更に更新することができる)。
関連する法律、条約、及び組織	<p>カンボジアの法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年) <p>国際条約及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 意匠の国際登録に関するハーグ協定(2017 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約(1998 年) ■ 世界知的所有権機関(WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関 (WTO) – 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS 協定) (1994 年) <p>二国間条約及び二国間協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定 (2008 年) ■ カンボジアとタイとの間の IP 協力に関する覚書(1997 年) ■ 投資の促進及び保護に関するカンボジア王国とマレーシア政府との間の協定(1994 年)

カンボジアは、WTO 対応の法的枠組みの採択、その実施、及び、その施行に力を入れることによって、現代の知的財産権 (IPR) のインフラストラクチャーを制定することにより、2000 年代中盤から大きく進展した。現在、カンボジアには、模倣及び海賊行為を禁止する多くの法令及び規則がある。これらの法律の多くは、カンボジアが WTO に加入するのとあわせて、2002 年に制定された。カンボジアは現在、知的財産権の規則等の先進的な枠組みを構築した³。

商標に関して、カンボジアは、タイ、インドネシア及びその他の国より先に、2015 年 3 月にマドリッド議定書に加盟した 4 番目の ASEAN の国である。

特許に関して、カンボジア特許庁、すなわち工業・手工芸省 (MIH) は、約 10 年間、特許及び実用新案の出願を受理したが、財源及び技術的知識の不足により、出願を最後まで処理することができなかった。この問題を解決するために、カンボジア政府及び工業・手工芸省 (MIH) は、現在、カンボジアにおける特許保護を促進することを支援する日本、シンガポール、欧州連合と、次の協定を結んだ。

- 工業・手工芸省 (MIH) と日本国特許庁 (JPO) は、2016 年に特許の付与円滑化に関する協力⁴を開始し、カンボジアにおける知的財産権の活用、及び日本の投資を促進するために、カンボジアと日本との間の協力を促進した。協定により、権利者の特許が既に日本において特許付与されたときは、カンボジアに出願された特許出願についての審査を加速することを権利者が要求することができる。
- 2015 年、工業・手工芸省 (MIH) とシンガポール知的財産庁 (IPOS) は 工業所有権における協力に関する了解覚書⁵に署名し、これにより、シンガポール特許の特許権者は合理化された再登録プロセスの下、保護を受けることができる。
- 2017 年 1 月、カンボジアと欧州特許庁 (EPO) はヨーロッパ特許の認証に関する協定⁶に調印し、これにより、合理化された出願プロセスの下、ヨーロッパ特許出願をカンボジアにおけるそれらの特許に認証することが認められる。本協定は、2017 年 7 月 1 日に発効され、手続の実施は未だ検討中である。
- 最近、工業・手工芸省 (MIH) は、アメリカ合衆国及び他の国からのパリ条約の優先権を主張する出願の審査促進を開始した。
- 2016 年 12 月から、PCT 特許出願が、出願日から 30 月以内に国内段階に移行できるようになった。

³ EUROCHAM, IP Systems and Mark Registration Procedures, <http://www.eurocham-cambodia.org/uploads/4aef3-sim-sokheng.pdf>

⁴ Khmer Times. Japan to Help with Patent Law, <http://www.khmertimeskh.com/news/24606/japan-to-help-with-patent-law/>

⁵ Memorandum of Understanding on the Cooperation in Industrial Property between the Ministry of Industry & Handicraft (MIH) and the Intellectual Property Office of Singapore (IPOS), signed on January 20, 2015.

⁶ The Agreement between the Royal Government of the Kingdom of Cambodia and the European Patent Organization on Validation of European Patents, signed on January 23, 2017.

2001年から2015年の間、世界知的所有権機構(WIPO)によって提供された統計によれば、カンボジアにおいて最大の知的財産権の出願は商標登録出願であり、特許出願はほとんど行われなかった⁷。

IP 出願 (居住者 + 地方を含む外国) 及び経済

年	特許	商標	意匠	GDP (Constant 2011 US\$)
2001		246		18.07
2002		318		19.27
2003		279		20.91
2004		389		23.08
2005		363		26.13
2006		869	3	28.95
2007		553	6	31.90
2008		582	5	34.04
2009		866	4	34.07
2010		883	7	36.10
2011		938		38.65
2012		974	8	41.46
2013	1	1,008	3	44.56
2014	5	1,291	51	47.71
2015			23	51.07

出典: 世界知的所有権機構, 各国統計情報: カンボジア(2017年5月)

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KH

知的財産権者がカンボジアにおいて行った請求数である。

模倣及び海賊行為は、商標、著作権、又は特許を侵害する行為を含む。侵害者は、正規品の優れた製品価値及び評判を利用するために、正規品の不正コピー、レプリカ、模倣品、又は再生品を製造し、そしてそれらを公衆に本物として提供する。これら侵害品の販売は、収益を知的財産権者から奪い取るだけでなく、模倣品が二流品で、消費者を失望させる場合、正規品の価値を低下させる。

商標の模倣行為及び著作物等の海賊行為は、カンボジアにおいて最も重大かつ拡散している知的財産権侵害である。特許の模倣行為は、一般的ではない。

⁷ 世界知的所有権機構, 各国統計情報: カンボジア (2017年5月),

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KH

カンボジアにおける権利者の他の重大な問題は、隣国からの並行輸入と、工場からの正規品の横流しである。並行輸入は、カンボジアの法律によって禁止されているが、知的財産権者に対して多くの問題を引き起こしている。並行輸入された製品は、保管および輸送の間、適切な状態に要求され、そしてモニターする規制を回避する。また、並行輸入品が無権限の販売業者によって販売されると、並行輸入品は適切な販売後のサービスを受けられない。

カンボジアにおいて努力を要する点は、規則が首尾一貫して適用されておらず、首尾一貫した行使が行われず、あるいはいくつかの規則が司法当局によって正確に理解されていないために、知的財産権の行使が画一的ではないという点である。また、司法当局が法の行使を実施するときに民意と逆にならないように、模倣品を購入する危険性及び他の不利益があることを理解する公衆の意識向上も必要である。

よい知らせとしては、登録と、知的財産権を保護するために権利者によって取り得る行使とに関して、適切な手続があるという点である。さらに、特定の当局(知的財産局及びカンボジア模倣品対策委員会(Cambodian Counter Counterfeit Committee))が積極的になって、カンボジアにおける知的財産権の行使をよりよくする状態へと導いている。

模倣品の類型

カンボジアの法律による模倣品の類型は、次のように分類される。

- カンボジアでは、登録商標、登録周知商標、及び未登録周知商標が保護される。侵害は、商標権者の同意なく、商標と同一又は混同を生じる程に類似している標章の使用として定義される⁸。これには、購買者に商品が本物であることを確信させるために、商標権者によって販売された同一又は類似の商品に同一の商標を使用することも含まれる。また、商標の価値やブランド認識度を利用し、権利者によって販売された種々の商品とまったく異なる商品に商標を使用することも含まれる。
- 考えられる商標権侵害行為は、公衆を欺瞞する虞がある商標の不正使用を含み、また、模造された商標を付した商品を勝手に輸入し、販売し、又は販売の申し出をすることを含む。
- カンボジアにおいて、商標権者に適用される救済策は、保護が弱い著作権及び特許権の権利者の救済策よりもかなり有効である。

商標

著作権侵害の模倣品

⁸ カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002年) 第24条-第26条

- カンボジア法の下、著作物の著作者は、複製、公衆への伝達、二次的著作物の創作についての承諾を介して自己の著作物を利用する権利を専有する。
- 著作物の複製及び利用は違法であり、これには(1)文学的、美術的、学術的、及び教育的な文書;(2)講演及び演説;(3)演劇の著作物及び舞踏の著作物;(4)演奏;(5)音楽の著作物;(6)視聴覚の著作物;(7)絵画及び彫刻;(8)建築物及びコンピュータプログラムに対する侵害を含む⁹。
- しかしながら、カンボジアは、後発開発途上国として、WTO-TRIPS 協定の下、著作権の行使を 2021 年までに世界基準に到達させなければならないことを強調しなければならない(上記した著作権のテーブルを参照)。
- 実際問題として、カンボジアは現在、外国の著作物等に対してほとんど承認又は著作権の保護を与えていない。外国の著作権の権利者は、カンボジアでは現在それらの著作権の保護がほとんどないという点を理解すべきである。

特許権を侵害する模倣品

- 特許権及び意匠権の侵害は、他人の発明等の無権限の使用を含む。カンボジア法の下、特許権者等の承諾なく、特許された製品、特許された方法、登録意匠に係る物品を製造、輸入、貯蔵、販売の申出、販売、又は、使用することは違法である¹⁰。

⁹ 著作権及び関連する権利に関する法律 (2003 年), 第 7 条.

¹⁰ 特許、実用新案証、及び意匠に関する法律 (2003 年), 第 41-43 条.